

鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託 公募型プロポーザル選定要領

（目的）

第1条 この要領は、鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託を委託する者の決定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、提案のあった企画提案資料の選定方法について、必要な事項を定めるものである。

（選定委員会）

第2条 プロポーザル方式による受注者の選定を厳正かつ公平に行うため、「鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託 公募型プロポーザル選定選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- （1）受注者の選定
 - （2）提出書類等の評価・審査
 - （3）その他必要な事項
- 2 選定委員会の委員は、鈴鹿市職員から5名を選出する。
 - 3 選定委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課長、副委員長は鈴鹿市 都市整備部 公共施設政策課長をもって、これに充てる。
 - 4 委員長は、会務を管理し、選定委員会を代表する。
 - 5 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 選定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
 - 9 その他選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

（選定評価）

第3条 選定委員会は、提出された各企画提案書等について、提案書評価基準（表1）に基づき、書面審査及び必要に応じてヒアリングを行い、採点の総合点数により、選定評価を行う。

なお、審査は非公開とする。

(優先交渉権及び交渉順位の確定)

第4条 選定委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。

- (1) 前条により決定された評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定する。
 - (2) 提出者が1者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の5割以上である時は、当該提出者を優先交渉権者として確定する。評価得点が総評価得点の5割に満たない又は提出者がいない場合には、再度公募を実施する。
 - (3) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提出者を優先交渉権者とする。
- 2 選定委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

(失格条項等)

第5条 提出者が、次の各号の一に該当する場合、プロポーザルの参加資格を無効とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- (4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 見積額が契約限度額を超えているもの。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (7) 見積額が契約限度額を超えているもの。
- (8) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (9) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (10) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (11) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めるなど、選考の公平性を害する行為があった場合。
- (12) 前各号に定めるもののほか、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れがあるなど、委員長が失格であると認めた場合。

(事務局)

第6条 このプロポーザル方式に関する選定委員会の事務局は、鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課が担当する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月14日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。